

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案 概要

○ 令和5年度特別交付税の12月算定にあたり、「特別交付税に関する省令」について、所要の改正を行うもの。

概要

【主な新規項目】

○ 自動車運送事業(公営バス)に係る燃料電池バスの導入

地方団体が経営する自動車運送事業において、地方単独事業としてリース取引により行う燃料電池バス(FCV)の導入に要する経費について、特別交付税措置を新設。

○ 証明書自動交付サービスの導入

マイナンバーカードの更なる利便性向上を図るため、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービスの導入に要する経費について、特別交付税措置を新設。

【主な拡充項目】

○ ローカルスタートアップによる事業立ち上げの推進

ローカルスタートアップによる事業立ち上げを活用した地域密着型事業の立ち上げを推進するため、措置対象に準備段階や初期投資の取組を追加するとともに、事業実施後のフォローアップに要する経費も対象とするなど、特別交付税措置を拡充。

施行期日

公布の日(令和5年度特別交付税から適用)

※予定：改正省令公布 令和5年12月11日、12月交付額の決定 令和5年12月12日、現金交付 令和5年12月14日